

# 「神戸町新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定について【概要版】

## 1 行動計画の概要

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えて、平時の準備や発生時の対策の内容を示すもの。
- 発生した新型インフルエンザ等の病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を踏まえ、様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すもの。

## 2 改定の趣旨

- 今回の改定は、新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図ることを目的に行うもの。
- 特措法の施行を受け、2015年(平成27年)3月に神戸町新型インフルエンザ等対策行動計画(町行動計画)を策定して以来、初めての抜本的な見直しとなる。

令和6年7月に国が「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(政府行動計画)を改定  
これを受けて、令和7年3月に岐阜県が「岐阜県新型インフルエンザ等対策行動計画」(県行動計画)を改定



政府行動計画・県行動計画の改定に基づき、  
町行動計画を改定

## 3 目指すべき姿

### 【目標1】 感染拡大の抑制による住民の生命及び健康の保護

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減する。
- ・ 医療提供体制の強化を図ることで、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

### 【目標2】 住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、住民生活及び社会経済活動への影響を軽減し、安定を確保する。
- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は住民生活及び社会経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。

## 4 対策の基本的な考え方

- 新型インフルエンザや新型コロナ以外の呼吸器感染症も想定し、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を踏まえ、国や県、関係機関等と連携し、様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すもの。
- 感染症の特徴、流行の状況等を踏まえ、人権への配慮、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが住民生活及び社会経済活動に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

## 5 主な改定のポイント

### 1) 新たな感染症危機の想定

- 対象疾患を拡充し、新型インフルエンザ・新型コロナ以外の感染症が流行する可能性を想定。幅広い呼吸器感染症による危機への対応。

現行計画：主に新型インフルエンザを設定。

改定計画：新型インフルエンザや新型コロナを念頭に置きつつも、それら以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性や中長期的に数次にわたり感染の波が生じる可能性も想定。

### 2) 対策項目の拡充

- 新型コロナ対応の経験を踏まえ、対策項目を見直し・追加（下線の項目）。改定前の6項目から7項目に拡充し、より充実した内容を記載。

現行計画：①実施体制 ②情報提供・共有 ③まん延防止 ④予防接種 ⑤医療 ⑥町民生活の確保

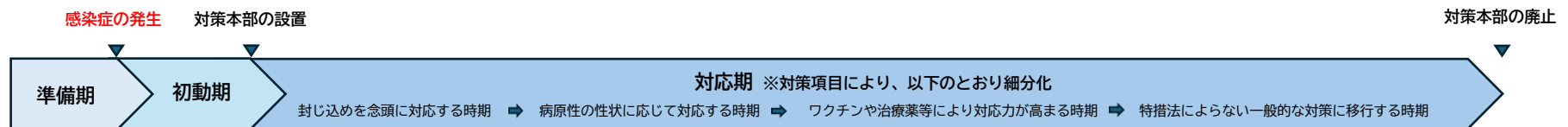
改定計画：①実施体制 ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション ③まん延防止 ④予防接種 ⑤保健 ⑥物資 ⑦住民生活及び社会経済活動の安定の確保

### 3) 時期区分の設定

- 対策を切り替えるべきタイミングを明確化するため、時期区分を設定。全体を3期（準備期、初動期、対応期）に分け、対策項目ごとに記載。特に平時である準備期（予防や事前準備などの備えに取り組む期間）の取組を充実。

現行計画：①未発生期 ②県内未発生期 ③県内発生早期 ④県内感染期（町内発生期～町内大流行期） ⑤小康期

改定計画：①準備期 ②初動期 ③対応期



### 4) 実効性の確保

- 行動計画等に基づく取組状況の進捗を管理し、毎年度定期的なフォローアップを行う。
- 新たな知見や状況の変化等を踏まえ、おおむね6年ごとに行動計画の改定について、必要な検討を行う。

## 6 7つの対策項目と対応時期（準備期・初動期・対応期）ごとの取組

| 対策項目                      | 対応時期 | 準備期<br>(発生前：平時からの備え)  | 初動期<br>(発生初期の対応)   | 対応期<br>(発生後の対応)  |
|---------------------------|------|---|--|--|
| ①実施体制                     |      | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 協議・意思決定体制の整備</li> <li>2. 業務執行体制の整備</li> <li>3. 行動計画の策定・見直し等</li> <li>4. 関係機関等との連携の強化</li> <li>5. 訓練の実施</li> </ol>   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 協議・意思決定体制の確保</li> <li>2. 業務執行体制の確保</li> <li>3. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保</li> </ol>                                  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 町対策本部の設置等</li> <li>2. 総合調整</li> <li>3. 職員等の派遣・応援への対応</li> <li>4. 必要な財政上の措置</li> </ol>                            |
| ②情報提供・共有、<br>リスクコミュニケーション |      | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平時における住民等への情報提供・共有</li> <li>2. 偏見・差別等や偽・誤情報に関する啓発</li> <li>3. 双方向コミュニケーションの体制整備</li> </ol>  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有</li> <li>2. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応</li> <li>3. 双方向コミュニケーションの実施</li> </ol>                          | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有</li> <li>2. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応</li> <li>3. 双方向コミュニケーションの実施</li> </ol>                              |
| ③まん延防止                    |      | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 対策の実施に係る指標等の収集</li> <li>2. 平時における対策強化に向けた理解促進・準備</li> <li>3. 避難所におけるまん延防止対策</li> </ol>  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 町内でのまん延防止対策の準備</li> <li>2. 避難所におけるまん延防止</li> </ol>   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. まん延防止対策の実施（患者や濃厚接触者以外の住民への対応）</li> <li>2. 独自のまん延防止対策の実施</li> <li>3. 避難所におけるまん延防止</li> </ol>                      |
| ④予防接種                     |      | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ワクチンの供給体制</li> <li>2. 接種に必要な資材の準備</li> <li>3. 特定接種の体制整備</li> <li>4. 住民接種の体制整備</li> <li>5. 衛生部局以外の分野との連携</li> <li>6. 訓練の実施</li> <li>7. ワクチンに対する理解促進</li> <li>8. DXの推進（国のシステム基盤との連携）</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国からの情報収集</li> <li>2. 接種体制の構築</li> <li>3. 接種に携わる医療従事者の確保</li> <li>4. 住民接種</li> <li>5. 住民からの相談対応の準備</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 接種体制の確保</li> <li>2. 地方公務員に対する特定接種の実施</li> <li>3. 住民接種の実施</li> <li>4. 情報提供・共有</li> <li>5. 健康被害・副反応への対応</li> </ol> |
| ⑤保健                       |      | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 多様な主体との連携体制の構築</li> <li>2. 健康観察及び生活支援の準備</li> </ol>   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住民への情報提供及び相談対応</li> </ol>  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 健康観察及び生活支援</li> <li>2. 相談への対応</li> <li>3. 県の業務への応援</li> <li>4. 特措法によらない基本的な感染症対策への移行</li> </ol>                  |
| ⑥物資                       |      | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 町における物資等の備蓄</li> <li>2. 医療機関及び福祉施設における物資等の備蓄</li> </ol>   |  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 物資等の備蓄状況等の確認</li> <li>2. 物資等の供給に関する相互協力</li> </ol>   |
| ⑦住民生活及び社会経済活動<br>の安定の確保   |      | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 情報共有体制の整備</li> <li>2. 支援の実施に係る仕組みの整備</li> <li>3. 物資及び資材の備蓄</li> <li>4. 生活支援を要する者への支援等の準備</li> <li>5. 火葬能力等の把握、火葬体制の整備</li> </ol>  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業継続に向けた準備等の要請</li> <li>2. 生活関連物資等の安定供給</li> <li>3. 遺体の火葬・安置</li> </ol>                                      | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住民生活の安定の確保を対象とした対応</li> <li>2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応</li> <li>3. 各種支援や措置の周知・広報</li> </ol>                         |